

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内容
令和2年6月	第1回 犬山市障害者計画推進委員会 ① 犬山市障害福祉計画・犬山市障害児福祉計画について ② 第6期犬山市障害福祉計画・第2期犬山市障害児福祉計画策定のスケジュールについて ③ 調査方法等について ④ サービス利用状況について
令和2年7月 ～10月	市役所福祉課窓口アンケート調査実施
令和2年8月4日 ～9月12日	障害者団体ヒアリング実施 (1) 犬山市身体障害者福祉協会 (2) 犬山市心身障害児(者)父母の会 (3) 精神障がい者家族会(犬山しらゆり会) (4) 特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク 保護者会
令和2年9月4日 ～10月2日	サービス事業所、相談支援事業実態調査実施
令和2年9月16日 ～10月7日	病院地域相談支援等移行調査
令和2年11月20日	第2回 犬山市障害者計画推進委員会
令和3年1月	犬山市障害者自立支援協議会へ意見聴取
令和3年1月20日 ～2月10日	パブリックコメント実施
令和3年1月	愛知県への意見聴取
令和3年3月	第3回 犬山市障害者計画推進委員会
令和3年3月	犬山市障害者計画推進委員会委員長から市長に答申

2 犬山市障害者計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市障害者計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本市における障害者福祉の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の構成員
- (3) 民生児童委員
- (4) 保健医療福祉関係機関の者
- (5) 教育関係機関の者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(検討会)

第6条 委員会は、その所掌する事項に関し調査研究等を行うため、障害者施策推進検討会（以下「検討会」という。）を置くことができる。

- 2 検討会は、市の職員をもって構成し、会長は、健康福祉部福祉課長をもって充てる。
- 3 検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市障害者計画推進委員会設置要綱(平成19年8月10日施行)に基づく犬山市障害者計画推進委員会の委員長であった者は、この規則の施行の日に委員会の委員長として定められたものとみなす。

3 犬山市障害者計画推進委員会委員名簿

任期：平成31年3月25日～令和3年3月24日

	氏 名	団 体 名 等	区 分
委 員 長	田中 良三	愛知県立大学名誉教授	学識経験者
副 委 員 長	高沢 悟	医療法人桜桂会 犬山病院	保健医療福祉 関係機関
	池戸 正裕	犬山市身体障害者福祉協会	障害者団体
	大藪 和子	犬山市心身障害児（者）父母の会	
	河村 礼子	精神障がい者家族会 犬山しらゆり会	
	押谷 重昭	犬山市民生児童委員協議会	民生児童委員
	松浦 英幸	犬山市社会福祉協議会	保健医療福祉 関係機関
	杉本 博	社会福祉法人 ひかり学園	
	瀧川 由紀子	NPO 法人 ぽんぽこネットワーク	
	奥村 孝治	犬山公共職業安定所	
	田代 波広	尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ	
	彦田 聖士※	愛知県江南保健所	
	河村 政徳	犬山市生活支援コーディネーター	
	大西 宏幸※	愛知県立小牧特別支援学校	教育関係機関

※任期：令和2年4月1日～令和3年3月24日

4 障害者団体ヒアリングの概要

(1) 犬山市身体障害者福祉協会

開催日：令和2年8月20日（木）

開催時間：9時30分～11時00分

場 所：ふれあいプラザ

(1) 障害者を取り巻く環境について感じていること

- ◆ 障害があることを町内や民生委員などとおして隠さず、自分で申し入れておくことで災害時などによいと思う。住所録（地区による）を利用することで町会長が把握でき、自分から発信することで助けてもらうことにつながる。
- ◆ 社会も以前と比べ、障害への理解がしてもらえるようになってきていると思う。
- ◆ 障害を隠すのではなくオープンにしていくのがよいと思っている。
- ◆ 障害があって、何ができないかを自分から言うことでわかってもらえる。
- ◆ 各障害によりそれぞれちがいがあり、人工関節を入れているので長く立ってられない。バス停に椅子が欲しい。
- ◆ ヘルプマークはだいぶ浸透していると感じる。つけていることで席を譲ってもらうことはある。
- ◆ 若い人が席を譲ってくれることがよくあるので、そのときにはありがとうと伝えて譲ってもらう。
- ◆ 公共施設のバリアフリーはだいぶ進んできているが、既存施設である学供や町内会館では進んでいない。
- ◆ 杖をついているが、側溝の穴に杖の先がはまってしまうことがよくある。
- ◆ 町内で行事をする際、できて当然と思われるきらいがあり、なかなか分かってもらえないと感じることがある。

(2) 障害者の就労について感じていること

- ◆ 資格などの取得、技術の習得し就職をしようというような、自分を売り込もうという、障害者自身の意識改革が必要。
- ◆ パソコン訓練は良いと思う。
- ◆ 視覚障害の人は就職が厳しい。
- ◆ 個人での就職は難しいので、バックアップや就職マッチングがあるといい。
- ◆ 就職や職業訓練の制度があるが、県の職業訓練は遠くてなかなか行けない。
- ◆ 制度があり、充実はしてきているが、制度があまり知れ渡っていない。
- ◆ 市内の就労継続支援の事業所が少ない。
- ◆ 長時間労働が難しいので、短時間就労ができるといい。
- ◆ 通勤に車を使えなかったり、職場でのコミュニケーションが取れなかったり、仕事をすぐやめることになることも多い。仲間や会社に理解してもらわないといけないが難しい。

(3) 地域での生活支援について感じていること

- ◆ 聴覚部の活動について、ボランティアセンターでの活動は狭い。
- ◆ 手話通訳をリモートでできると良い。緊急時にも有用。
- ◆ ずっと聴覚障害の人は、文字は習っていないとできないので手話でできると良い。一方中途障害

の人は、要約筆記の方がよい場合もある。

- ◆ 月1回の相談の機会が設けられているが、こういう場がありということがよいと思う。
- ◆ 基幹相談支援センターが平成30年4月からあるが、まだ知らない人が多いので、周知が必要。

(4) 障害福祉サービスについて感じていること

- ◆ ふれんどは、コロナの休み期間に介護保険の利用へ移り、利用が減っている。
- ◆ 視覚障害者の人は移動が大変なのでふれんどの利用ができ喜んでいる。

(5) 成年後見制度について感じていること

- ◆ 制度について知る人が少ない。
- ◆ 周知が必要。

(6) 災害等緊急時の対応について

- ◆ コロナ禍、三密を避けると避難場所が少なくなるのではないかと。
- ◆ 個々で必要な対応が異なる高齢者等が多い。
- ◆ 椅子が多いと良い、個室があれば良い等
- ◆ 椅子が多くあると良い、個室があれば良い等配置の考慮が必要。
- ◆ 安心メールの登録必要。
- ◆ 自分から町内等に存在のアピールすることが必要。
- ◆ 障害者も地域の訓練へ参加するとよい。

(2) 犬山市心身障害児(者)父母の会

開催日：令和2年8月4日(火)

開催時間：10時00分～11時30分

場 所：丸山地区学習等供用施設

(1) 障害者を取り巻く環境について感じていること

- ◆ 声を上げることで改善されることもあるが、当事者でなければわからないことがあるので、わかる人、感じる人が声をあげていくことで他の人への良いサービスへとつながっていくといろんな場面で感じる。
- ◆ ヘルプマークは、見た目ではわからないのでつけることでわかってもらうようにつけてはいる。
- ◆ 子供たちをわかってもらおうと思ったら、ふれあう場面が多いほど、子供とか障害についてわかってもらえることがあると思う。
- ◆ 学校教育の場について、普通学校の中に子供たちが入る仕組みで普通学校に支援が入る方法を聞いたことがあったが、コロナのこともあり、なかなかすすんでいないと感じた。実際、健常の人は目の前に子どもがいなくてわからないと思う。トラブルやこだわりのある子どもたちと付き合うのはとても大変だと思うが、地域で学校へ通いたいと思う子がいたら社会全体が変われるとても良いチャンスであるので、なるべく受け入れていただけたらと思う。本当なら支援学校へ行った方が個人的に伸びる可能性があるところを、地域の学校へ行きたいというのは本当に社会を変えたいという気持ちの表れでもあると思う。子どもたちは全ての人が同じだというアピールができる。
- ◆ みんなが外に出てたくさん目に触れて知ってもらうことから初めて、街全体、建物やいろんなことが障害者や高齢者にやさしい街づくりを進めていけるといい。
- ◆ 公共施設にユニバーサルベッドが設置されたりエレベーターが設置されたりしたが、みんなが見る施設であり、そうしたところに設置されたことありがたい。これから変わっていくという感じがする。

(2) 障害者の就労について感じていること

- ◆ 気管切開している人は、就労したいが、医療行為であるため看護師が必要だが、看護師不在のため地元での就労ができず市外の看護師配置があるところで就労せざるを得なかった。看護師を雇うのが大変なのだと思う。
- ◆ どこにどんな内容の事業所があるのかという情報がわからない。そういうものをまとめた冊子があるとわかりやすくてよいと思う。
- ◆ 相談員の情報によるところが大きいように思う。
- ◆ 他市で障害者の事業所が、職員も利用者の一緒に企業に入り、企業の人と一緒にいうことを聞いた。
- ◆ 専門の人がついて指導ができると障害の重い人でも活動できると思う。

(3) 地域での生活支援について感じる事

- ◆ 相談支援については知らない人が多い。
- ◆ 相談先は通所中の事業所や、学校、病院、教育センター等。
- ◆ 通っている事業所の相談員は本人のことを知りすぎぐらい知っていてかえって相談しにくいと感じることもある。
- ◆ 相談先について周知が必要。

（４）障害福祉サービスについて感じていること

- ◆ 自分の使いたい日時の利用ができない（日中一時、移動支援）。
- ◆ 特に男性ヘルパーが少ない。
- ◆ 土日、長期休みに活動の場があまりないので、デイサービス使いたい。
- ◆ 訪問入浴の時間帯が合わず、利用が難しい。
- ◆ 職員にとって良い環境が、利用者へもよい環境につながると思う。
- ◆ 福祉課の職員が代わらないでほしい。

（５）成年後見制度について感じていること

- ◆ 関心を持たないといけないなと思うが、まだいいかと思ってしまう。
- ◆ 制度について、どこで、どのようになどわかりやすい冊子などがあると良い。
- ◆ 勉強会はもちろんあると良いが、とっかかりとして目で見えてわかるものがあるといい。
- ◆ 広報の周知は良いと思う。いずれは行かなければいけないと思う。

（６）災害等緊急時の対応について

- ◆ 場所が変わり、知らない人ばかりの避難所には行けない。
- ◆ 決まったメンバーのみがいる避難所があると安心。
- ◆ 一般の人でも精神的に不安定になる状況の中、そこにいることは無理。
- ◆ 一度避難所へ避難したとして、その後家や車中へ再避難したりすることも考えられるが、物資の支援がどのようなものになるか。情報がどうなるか。
- ◆ 避難所の場所が偏っていると思う。どのように移動すればよいかと思う。
- ◆ 医療的ケアの必要な人はどうしたら良いかと思う。
- ◆ 医療的ケア児の交流会で、避難訓練の実施の話も出たが、医療的ケア児の把握ができていないのが問題。
- ◆ どこに誰がいて、何に困っているか把握してほしい。
- ◆ 災害ボランティアの講習会で、障害者の情報はわからないといわれたが、災害時は特別なので情報を開示してほしい。

(3) 精神障がい者家族会 犬山しらゆり会

開催日：令和2年9月12日（土）

開催時間：13時30分～15時00分

場 所：南部高齢者活動センター

(1) 障害者を取り巻く環境について感じていること

- ◆ 世間の偏見を感じることもある。地域の行事参加について教えてもらえないことがあった。非常辛い思いをしている。
- ◆ 生活を送っていくにあたっての問題点として、地域社会にその本人が溶け込んでいくのは難しいということ。近所の方と挨拶することはできるが、溶け込むことは難しく、どうやったら良いかわからない。まずは近所の人と話すだけでも良いが、地域と溶け込むのは難しいと感じる。
- ◆ 障害を持っていない人には、障害者に対する、見方が全然わからないと思う。障害を持っている家族会等には本当に、腹を割って話せるが地域の方と、話すのは地域な方もこちらも大変だと思う。
- ◆ 近所の人とあまり話さないし、あまりプライベートのことは話さない。障害の家族がいるのでいろいろわかるが、そうでない人には馬鹿にされることも多いし、色眼鏡で見られる。世間で偏見や、人の噂、を聞くが仕方ないと思いながら聞いている。
- ◆ 入院をするまでの時期が大事。入院をくり返すほどおかしくなる。いかに入院させないかが大事。親は良くなると期待するが、限界があるから、福祉関係で考えてほしい。
- ◆ 地域に障害者がいるということをわざわざ知らせることもしていないし、知らないと思う。本人がやりたいと思ってくれるといいなと思っているが一步が出ずなかなか難しい。
- ◆ 兄弟であれ、病状の理解をするのが難しい。
- ◆ 家族が経験したことを誰かに話すことはできるので、話すことで役に立つのではないかなと思う。
- ◆ 講習会を数多く開くと、行く機会を設けることができ、良いと思う。
- ◆ あまり自分だけで抱え込まず、話すことで聞いてくれる場合もあると思う。
- ◆ 急性期は病院など、バランスが必要で、福祉関係や病院の人に支えてもらい、抱え込まようにすべき。

(2) 障害者の就労について感じていること

- ◆ 人が怖いので、仕事をするのが難しいと思っていたが、いろいろな経験をへて、体調に合わせて自分で考えてできるようになってきておりB型就労支援を続けられている。
- ◆ 本人の体調によっては、就労というものが難しい。

(3) 地域での生活支援について感じていること

- ◆ 訪問看護利用することで元気になれており、感謝している。
- ◆ ケースワーカーに相談するが、聞いてもらうことで楽になれることはある。
- ◆ 障害者団体の雑誌の家族による相談に電話して年度か利用したことがある。
- ◆ 専門の相談先に電話してもつながらないということを聞く。知人等、専門でなくても聞いてもらいたいという気持ちがある。
- ◆ 相談は時間が長くなるので、話しにくく、相談に行きにくい気持ちが出てくる。
- ◆ 保健所に何度か電話したり行ったりしたことがある。
- ◆ 身近に相談できる人がいると本当に心強いがなかなか出来ない。
- ◆ 相談できないと動けない。

◆ 以前、市役所に相談したときに、一生懸命相談先等を探してくれたことがあった。
（４）障害福祉サービスについて感じていること
◆ 自立訓練を使えるといい。 ◆ 利用希望であっても、近くに事業所がないと利用できない。 ◆ サービスの内容を知らないものもあり、実際使いたいときに何を使ったらよいか、何ができるかわからない。
（５）成年後見制度について感じていること
◆ 親が年を取ってきてその後どうするべきか悩んでいる。 ◆ 将来、家族がどうしたいかをはっきりさせ、望むことが大事。 ◆ 制度の周知が必要。
（６）災害等緊急時の対応について
◆ 避難所の場所が広くても、集まると人がいっぱいになる。精神障害の人は人がいっぱいな状況が苦手な人が多い。何をしたらいいかわからない気持ちになる。 ◆ 災害が起きるとその場で硬直すると思う。 ◆ 避難のタイミングがわからなくて難しい。避難所に行くか、家にとどまるか自分で判断が必要。

(4) 特定非営利活動法人 ぽんぽこネットワーク 保護者会

開催日：令和2年9月4日（金）

開催時間：18時30分～20時00分

場 所：犬山市役所 205 会議室

(1) 家族支援について感じていること

- ◆ 兄弟でこすもす園に通っていたので、こすもす園に相談する。
- ◆ こすもす園は、先生と話せる時間が長いので話しやすい。
- ◆ 他の事業所では、相談するには送迎時間の時か、事前に時間の調整が必要となるが、相談自体はきちんと話をきいてくれる。
- ◆ 母子通園をすると、その間の時間は他の障害のある兄弟をどこに預けるかが困る。
- ◆ ファミリーサポートでは障害児は預けるのが難しい。預け先がない。
- ◆ こすもす園のボランティアの託児は月1、2回しかいないので増やしてほしい。
- ◆ 母子通園時に、多動な子供を、乳児を連れて追い掛け回すのは大変だった。
- ◆ 自分だけでなく、そのような母がたくさんいた。下の子を預けられる先が欲しい。
- ◆ 小学校にあがると早朝や夕方につき添い等の支援が必要で、その間の下の子が心配。
- ◆ 母子分離の施設では、話せる時間が限られるので、相談したい場合は時間の調整が必要。
- ◆ 次男がこすもす園を利用して、兄弟のことで何かと相談に乗ってもらっているが、卒園したら今ほど相談を周りに出来ないのではと不安。
- ◆ その都度、アドバイスや経験を積んでいるからこそその対処法などを教えてもらえる。
- ◆ 相談したいときに、相談できる場所や人はたくさんあるが、名古屋市に住んでいた頃は、こちらから相談しなくても障害児を抱えている家庭には保健師や先生から定期的に連絡をもらえた（つらいことはないですか？どんな些細なことでも話してください・・・等）。自分から相談できない人も多いと思う。そういった連絡にたくさん救われた。
- ◆ 保健センターや通所サービスで聞いてもらえるので相談しやすい。
- ◆ 保健センターでの健康診査や相談の機会に発達を見てもらい、遅れがある場合等、相談したり、教室や療育の紹介をしてもらったりした。
- ◆ 休日に主人が子供の面倒を見ることで、たまに自由な時間を持てたが、遊び相手役の負担がどんどん増えており、主人にあまり頼めなくなってきた。
- ◆ 家族が公園や散歩など屋外に出て、遊び相手をしてくれたり、着替えを手伝ってくれる。
- ◆ 障害児を抱える兄弟については私にとっても大きな問題。どのように説明したらよいのか、対応したらよいのか、教えてもらえる機会があると嬉しい。
- ◆ 来年の春から長男の通学サポートを次男連れでやらなければならない。こういう時、次男のことを家族以外の誰かに頼めたら助かる。
- ◆ 姉妹にもその子の人生があるので、両親が元気なうちは親で介護するつもり。その後の支援は施設等をお願いするしかないと思う。

(2) 教育・保育の提供（利用）体制について、感じていること

- ◆ 長男が通うまでに、自身が下の子の妊娠の検診やつわりがあったからか、障害について中々言われなかった。親子教室やこすもす園に行っていたが、よく分からずに行っており、ある日、加配が必要と言われ自身で意味を調べたところショックを受けた。
- ◆ 保育園に4月に入園したが、保育士よりこすもす園を強く勧められた。保育士は子供のことを良

く見てくれるので信頼関係があった。

- ◆ 先々のことを考えて、放課後等デイサービスにも繋がるように、こすもす園以外のデイサービスを持っている児童発達支援事業所に通っている。
- ◆ 子の様子を見ながら、1か所でもよいが日数を増やしていきたい。
- ◆ こすもす園は、周りの母親から情報を交換したり、先生に相談が出来たり、子供だけでなく自分もいろいろ吸収でき、自分のためにもなっていると感じる。
- ◆ 母子分離の事業所は、保育園にいずれ戻りたいので、似た環境で良いと思っている。また、母が仕事をしたり自分の時間が持てたりすることも良い。
- ◆ 保育園、小学校の先生はすごく協力的で安心している。次男は私立の幼稚園に行っているので、今後が心配。
- ◆ 通っている事業所は、園と行き来して連携してくれ安心できる。
- ◆ 事業と先生が話し合いできる状態が理想。
- ◆ 以前の制度だと、長い時間利用出来て良かった。
- ◆ もう少し早くから、もう少し遅くまで利用したい。
- ◆ 9時から5時まで空いてほしい。
- ◆ 働きたいが、今の開所時間では難しい。今はかなり時短勤務のため、もっと働きたい。
- ◆ 保育園の後に行くと、1.5時間ほどの利用で、あまり利用時間がない。
- ◆ 長期休みがネック。
- ◆ 1号認定で長男が通うと、次男のハードルがあがり、探しづらい。
- ◆ 途中で2号認定にされ、働けと言われた人がいる。
- ◆ 通っていた保育園で発達障害の指摘を受け、サービス利用をすすめられたため利用している。
- ◆ 長男が障害児ではと指摘されたため利用している。
- ◆ 同年齢の子と比べると落ち着きがなく、言葉が遅かったため。利用している。
- ◆ 未来園に通えないが就労もしているため、入園準備を含めて母子分離で通所できる事業所を探した。
- ◆ 保健センターの検診で相談し、こすもす園を利用するようになった。
- ◆ 3才児健康診査で、言葉の発音がよくなく、気持ちの切り替えができていなかったため、療育を受けることになった。
- ◆ 母子通所と母子分離を同時に利用することで、より良い成長につながると考えたため、2か所利用している。
- ◆ 先々のこと（就職など）を考えて、デイサービスや能力アップと思ったため2か所利用している。
- ◆ こすもす園は加配がつくと訓練のみで、療育が受けられなくなるので新しく事業所を契約した。
- ◆ 施設や保護者の先輩から話を聞くこともあるが、詳しい内容は良く分からない。
- ◆ 保育園も学校も積極的に力になってもらい、とても恵まれている。ただ、園長先生次第のところがあるので、そこは不安。
- ◆ 令和3年4月入園に向けて少しずつ出来る事を増やしていっているため、このままスムーズに通えるようになればよい。
- ◆ 保育園（学校）、通所サービス、親の3者で子どもの対応の仕方などを話し合う機会があればいいと思う。
- ◆ 保育所等訪問支援を使っていて、喜璃夢の職員が保育園を訪問し、保育士とともに、児童の集団

生活適応のための支援を行ってもらっている。 ◆ 始まりの時間が早くなるとありがたい。生活のリズムがあるので今の利用時間は不便。学校のあ る時と長期休みでは利用数も変わるので、毎月同じ利用可能日数では悩ましい時もある。 ◆ 働いている人は、仕事中預かってほしいと思っていると思う。
（３）地域での生活支援について感じていること
◆ 障害特性で不登校になった子ども向けのフリースクールがあると良い。 ◆ 学習の支援の補助があるとよい。 ◆ 犬山に、肢体不自由の子たちが行けるような施設はすごく少ない。生活介護の施設は必要。肢体 の子は知的に比べて人数は少ないが必要な支援はたくさんある。 ◆ 姉妹に任せられるのか、詳しいことが全く分からない。後見人を信用するのも少し怖い。
（４）災害等緊急時の対応について
◆ 周りもストレスがたまっているため、避難所に多動な子を連れていくと怒られたり睨まれたりし そう。 ◆ 仕切りの一定のスペースで過ごすことは難しい。 ◆ 車で生活するか親戚のところへ避難することを考えている。 ◆ 障害特性でパニックになりやすいことが不安。この前の停電もかなり動揺した。 ◆ 普段の慣れた食事やお菓子を備蓄している。 ◆ 限られたスペースや、慣れない場所で過ごすことは難しい。 ◆ 今の市の体制では頼れない。 ◆ 災害や場所が変わることで、どれだけ本人が落ち着かなくなるのか分からないので、なるべく自 宅で過ごせるほうがいい。なので、その場合の支援を避難場所だけでしか受けられないというこ とにならないようにしてほしい。 ◆ 避難場所はすべてバリアフリーではない。肢体の人が避難する場合はこちらへどうぞ…など犬山 安心メールで伝えてもらえると行き場に困ることはないと思う。
（５）医療的ケア児の支援体制について
◆ こすもす園で通っている人を見た。祖父母の協力もあったが、預けたり、仕事をしたりするのも 大変そうだった。 ◆ 障害児が活用できる病院の情報が欲しい。
（６）その他
◆ 情報がママ友や口コミ頼りで、もっと早くに色々知りたかった。支援者に負担がいかに、世の 中に当たり前に障害がらみの情報がゆきわたって、当事者の家庭が自分の自治体で何を選んで、 何をすべきか何が可能かを知ることが出来るサイトや冊子があればいい。 ◆ もっと障害の子を育てている母親や家族の声に耳を傾けてほしい。

5 用語の解説

あ

【ICT（アイ・シー・ティ：Information and Communication Technology）】

情報・通信に関する技術の総称。

【ACT（Assertive Community Treatment、包括型地域生活ケアシステム）】

精神科医、看護師、ソーシャルワーカー、就労支援専門家、当事者スタッフなどが参加して行われる、包括的で専門領域の枠を超えた地域ケアネットワークのことをいう。

【アクセシビリティ】

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。近づきやすさ。利便性。施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさをいう。

か

【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）】（平成 24 年法律第 50 号）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障害のある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【広汎性発達障害】（PDD：pervasive developmental disorders）

社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする「発達障害における一領域」のことで、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。

【合理的配慮】

障害のある人が障害のない人と平等に基本的人権を享有し、行使するために必要な、障害に伴う社会的不利益を埋めるために、社会公共が果たすべきその人の個別事情に則した最も相応しい支援をいう。

【国際連合（国連）】

昭和 20 年（1945 年）10 月 24 日に 51 か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持（略）人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第 1 条）ことなどを目的として国連が発足し、平成 29 年（2017 年）5 月現在では 193 か国が国連に加盟。国連には、経済、社会、文化などの特定の分野で活動する様々な機関があるが、人権の分野においても、人権関係条約などが定める人権の保障を確保するための機関が設置されている。平成 18 年（2006 年）3 月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって人権理事会が設立。

【コーホート変化率法】

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

さ

【児童福祉法】（昭和 22 年法律第 164 号）

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」ことをうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

【自閉症】

自閉症とは、言葉からイメージされる「自らこころを閉ざしている病気」ではなく、また、育て方などによって、後天的になるものでもなく、従来の多くの研究から脳の機能障害によって起こることがわかってきており、（１）社会的相互交渉の質的障害（２）コミュニケーションの質的障害（３）常同的・反復的な行動、関心、活動の３つの特徴を持つ障害で、人生の早期から認められる発達障害と定義づけられている。

【障害者基本計画】

障害者基本法第 11 条の規定に基づき、政府、都道府県、市町村において障害のある人の状況を踏まえ策定しなければならない基本的な計画。

【障害者基本法】（昭和 45 年法律第 84 号）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）】（平成 23 年法律第 79 号）

障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害のある人の権利利益擁護を目的とした法律。平成 24 年（2012 年）10 月 1 日施行。

【障害者権利条約】

国連では、1970 年代から障害のある人の権利に関していくつもの宣言及び決議を採択してきたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではなく、平成 18 年（2006 年）12 月、障害者権利条約が第 61 回国連総会で採択された。平成 19 年（2007 年）9 月、日本は、条約への署名を行ない、平成 26 年（2014 年）1 月に批准した。これにより、障害のある人の権利の実現に向けた取組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されている。

【障害者自立支援協議会】

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織。

【障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）】（昭和 35 年法律第 123 号）

身体に障害のある人や知的に障害のある人の雇用を促進することによりその職業と生活の安定を図ることを目的とした法律。雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを規定した改正法が平成 28 年（2016 年）4 月に施行された。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】（平成 25 年法律第 65 号）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年（2016 年）4 月に施行された。

【障害者自立支援法】（平成 17 年法律第 123 号）

身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けることなどを目的に、平成 17 年（2005 年）11 月に公布された法律。年齢や障害種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、障害のある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、障害のある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度をめざした法律。平成 24 年（2012 年）6 月に法律の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】（平成 17 年法律第 123 号）

平成 24 年（2012 年）6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正され、障害者の範囲に難病が加えられた。平成 25 年（2013 年）4 月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、支援の拡大が推進が図られた。平成 30 年（2018 年）4 月からは、地域生活の支援をより一層充実させるための改正法が施行。

【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなどの不利益から守る制度。

【ソーシャル・インクルージョン（インクルーシブな共生社会）】

インクルーシブとは、排除（イクスクルーシブ）の反対語としての「まるごとの受容・内包」を意味する。障害のある人を分離・排除してきた社会が、障害のある人をありのままにすべてを受け入れる、という意味で、生まれた地域で学校に行き、ごくあたりまえに生活できるようにするために、社会の側の変革が求められる。

社会的な不利益を受け孤立する人を支援し、社会保障や教育、就労機会の創出などを通して、社会的なつながりの中で共に自立した地域社会の構成員として認めあい、支え合う社会をいう。

【地域活動支援センター】

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

【内部障害】

内臓機能の障害で、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウィルス、肝臓機能障害がある。

【難病】

原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病。

【認定こども園】

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないに関わらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

【ノーマライゼーション】〔normalization〕

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

【発達障害】

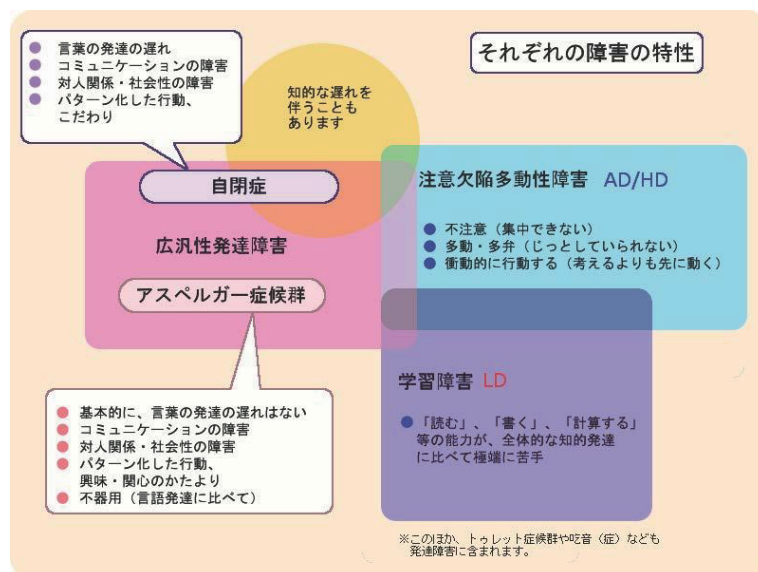
発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

・学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。（平成 11 年 7 月の「学習障害児に対する指導について（報告）」より抜粋）

・注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。（平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋）

・広汎性発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむもの。自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わ

ないものである。



出典：発達障害情報・支援センター 国立障害者リハビリテーションセンター

【発達障害者支援法】（平成 16 年法律第 167 号）

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある子どもたちへの支援、発達障害のある人の就労の支援などについて定め、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成 16 年 12 月に公布された法律。

【保育園】

保育所の一般的な呼び方。児童福祉法に定める、保育を必要とする 0～5 歳児に対して保育を行う施設。

【避難行動要支援者支援制度】

地震や風水害などの災害が発生した際に、家族などの援助が困難で何らかの助けを必要とする人（災害時要支援者）のなかで、災害時での避難の支援をしてもらうための名簿（災害時要支援者登録名簿）整備を進め、地域内での普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを図ることを目的とする制度。

【ペアレント・メンター】

発達障害のある子どもを育てる先輩保護者のことで、他の親の相談役となる人のこと。

【放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が仕事等の理由により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学生の授業後の生活の場を提供する事業。

や

【ユニバーサルデザイン】

ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイス氏によって提唱され「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはなら

ない。」とする概念で、原則 1：だれにでも公平に利用できること、原則 2：使う上で自由度が高いこと、原則 3：使い方が簡単ですぐわかること、原則 4：必要な情報がすぐに理解できること、原則 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること、原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、原則 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの 7 原則となっており、バリアフリーが障害がある人をデザイン対象として限定しているのはスタンスが異なっている。

その他

別表第四項

項	式
一	$\Sigma A_1 B_1 \times \alpha \times \beta \quad \Sigma A_2 B_1 \times \gamma$
二	$\Sigma C_1 B_2 \times \alpha \times \beta \quad \Sigma C_2 B_2 \times \gamma$
三	$\Sigma A_3 B_3 \times (1 - \alpha \times \beta) + \Sigma A_4 B_3 \times (1 - \gamma)$

備考

この表における式において、A1、A2、A3、A4、B1、B2、B3、C1、C2、 α 、 β 、 γ は、それぞれ次の値を表すものとする。

A1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A3 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A4 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

B1 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口

B2 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口

B3 当該都道府県の区域における、令和五年における性別及び年齢階級別の推計人口

C1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

C2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として〇・六五から〇・七四までの間で都道府県知事が定める値

β 一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として〇・九五から〇・九六までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値

γ 一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として〇・九七から〇・九八までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値

第6期犬山市障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）

第2期犬山市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

発行 犬山市 健康福祉部 福祉課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

電話（0568）44-0321

FAX（0568）44-0364

ホームページ <http://www.city.inuyama.aichi.jp/>